

平成 31 年度若者出会い創出業務 企画提案説明書

1 業務名

平成 31 年度若者出会い創出業務

2 業務内容

別紙「企画提案仕様書」のとおり。

3 予算上限額

3,927 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

※契約の締結後に、消費税法等の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合、変動後の税率の適用日以降における消費税額及び地方消費税額は、変動後の税率による計算した額とし、改定契約にて対応する。

※本業務は、平成 31 年度札幌市予算の成立を前提としているため、当初予算案の修正等により、業務の委託が不可能となった場合等には、実施しないことがある。

4 業務委託期間

2019 年 4 月上旬から 2020 年 3 月 31 日（火）まで

5 選定方法及び選定数

- (1) 事業を受託する事業者は、企画提案（プロポーザル）方式により選定するものとする。
- (2) 応募のあった事業者の企画提案書を若者出会い創出業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において審査の上（企画提案者が 6 者以上の場合は書面審査を実施し、上位 5 位までの企画提案を選定）、1 者を選定する。

6 応募資格

本業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であり、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 札幌市内に事務所又は支社、支店を有し、札幌市内で事業を実施することができること。
- (2) 平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止措置要領の規定

に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）に該当しない者。又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (5) 政治団体（政治資金規正法第3条の規定によるもの）に該当しないこと。
- (6) 宗教団体（宗教法人法第2条の規定によるもの）に該当しないこと。
- (7) 特定の公職者（その候補者を含む）若しくは政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- (8) その他札幌市契約規則及び札幌市競争入札参加資格審査等取扱要領の規定に基づく入札参加者の不適格要件に該当しないこと。

7 スケジュール

- (1) 公募開始 2月18日（月）
- (2) 質問書提出期限 2月28日（木）
- (3) 参加意向申出書提出期限 3月5日（火）
- (4) 企画提案書提出期限 3月12日（火）

企画提案書の提出者が6者以上から申込みがあった場合は、企画提案書の書面審査を実施する。結果については、企画提案書の提出者に2019年3月19日（火）頃に通知する。

6者未満の場合、書面審査は実施せず、ヒアリングの開始時間等について通知する。

- (5) 審査（ヒアリング） 3月22日（金）を予定
※詳細は申込者に別途通知する
- (6) 結果通知 3月下旬を予定

8 参加意向申出書の提出

- (1) 提出書類
参加意向申出書（様式1） 1部
- (2) 提出期限
平成31年3月5日（火）17時00分（必着）
- (3) 提出方法
下記「13 応募・問い合わせ先」宛て郵送又は持参
※郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。
※直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書 9部

A4判片面（書式及び枚数は自由）とする。

上記2の「業務内容」及び下記10の「企画提案の審査」踏まえ、必要な事項を記載すること。

イ 参考見積書 9部

A4判片面（書式及び枚数は自由）とする。各業務の積算根拠が分かるように作成すること。

(2) 提出期限

平成31年3月12日（火）17時00分（必着）

(3) 提出方法

下記「13 応募・問い合わせ先」宛て郵送又は持参

※郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

(4) 質問について

様式2により下記「13 応募・問い合わせ先」宛て電子メール又はFAXで問い合わせること。

質問の受付期限は平成31年2月28日（木）17時00分とする。

質問への回答は、随時ホームページで公開するが、回答の内容が質問者固有の提案事項に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。

10 企画提案の審査

(1) 審査（ヒアリング）

審査に当たって、実施委員会によるヒアリングを行う。

ヒアリングは平成31年3月22日（金）を予定しており、詳細については、応募申請書を提出した者へ別途通知する。

(2) 審査方法

企画提案書の内容及びヒアリングの結果をもとに総合的に審査を行い、実施委員会委員による協議の上、契約候補者を選定する。

なお、応募者が1者の場合は、審査の結果、最低基準点（24点）以上の得点を得た場合に、その者を契約候補者とする。

また、応募者が多数の場合は、提出された企画提案書に基づき評価し、応募者を5者まで絞ったうえでヒアリングを行う。

(3) 審査基準（40点満点、各5点）

《業務の理解・体制》

○札幌市の置かれている現状や、業務の必要性について理解し、それらを踏

まえた内容が企画されているか。

○プログラムの企画・実施・参加者の募集など、一連の業務の実施に必要な体制は整っているか。

《事業内容》

○参加者の募集方法は適切で、業務の実施に十分な参加者を募ることができるか。

○プログラムの内容は、若者の出会いを演出するために適切と思われる工夫がなされているか。

○プログラムの内容は、札幌市のまちづくりに寄与すると考えられ、実現性のある内容となっているか。

○プログラムの参加者の満足度を高める工夫がなされているか。

○参加者へのアンケート調査の手法や報告様式は適切か。

《その他》

○業務の目的を達成するために、特に優れた工夫や同種の業務実績があるか。

(4) 審査結果

選定の結果は、ヒアリングを実施した者全員に文書で通知する。

11 契約

契約は、実施委員会により契約候補者に選定された者と札幌市の間で協議の上、締結するものとする。この場合において、契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めないものとする。

12 その他

(1) 企画提案に係る一切の経費は参加者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書等は返却しない。

(3) 提出後の企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。

(4) 提出された企画提案書等は、札幌市情報公開条例の定めるところにより、公開されることがある。

(5) 企画提案に当たって虚偽の記載及び申告等不正とみなされる行為があったときは、その企画提案を無効とする。

13 応募・問い合わせ先

札幌市子ども未来局子ども企画課 中村・山形

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

TEL. 011-211-2982 FAX. 011-211-2943

E-mail kodomo.jisedai@city.sapporo.jp